

企業会計基準適用指針公開草案第 52 号

「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

企業会計基準適用指針公開草案第 52 号（企業会計基準適用指針第 25 号の改正案）「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」（以下「公開草案」という。）（平成 26 年 12 月 24 日公表）

2. コメント募集期間

平成 26 年 12 月 24 日～平成 27 年 2 月 24 日

3. 公開草案を踏まえた公表物の名称及び公表時期

改正企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下「適用指針」という。）（平成 27 年 3 月 26 日公表）

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	公益社団法人日本年金数理人会、公益社団法人日本アクチュアリー会

5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会のそれらに対する対応です。

「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても企業会計基準委員会で分析を行っています。
また、「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
各論		
1) 平成 26 年 3 月 24 日付の厚生労働省通知による変更が記載されていない	第72-2項では、平成24年1月31日付の厚生労働省通知により厚生年金基金及び確定給付企業年金における財務諸表の表示方法の変更が行われた旨が述べられているが、厚生年金基金に関しては平成26年3月24日付の厚生労働省通知によっても変更が行われている。しかしながら、第72-2 項の「変更前」は平成24年1月31日付の通知の変更前のもの、「変更後」は平成26年3月24日付の通知の変更後のものとなっており、平成24年1月31日付の通知の変更が抜け落ちている。決算期が3 月の企業の場合、平成27年3月期末における開示は、平成26 年3 月期の厚生年金基金の財政決算を参照することが一般的と思われ、その財政決算における財務諸表の表示方法は、平成24年1月31日付の通知に基づくものと考えられるので、これに関する記述が必要となる。	コメントを踏まえ、本適用指針の第72-2 項において、平成24年1月31日付の厚生労働省通知により「最低責任準備金（継続基準）」から、「最低責任準備金」及び「最低責任準備金調整額」へ、平成26年3月24 日付の厚生労働省通知により「最低責任準備金」及び「最低責任準備金調整額」から、「最低責任準備金」へ、それぞれ変更されている点を記載する。
2) 厚生年金基金の代行部分に関する記載の追加が必要	第112-2項では簡便法による退職給付債務の計算において、第119-2項では自社の負担に属する年金資産等の計算において、数理債務の額を用いる場合の留意事項を述べている。しかし、厚生年金基金の数理債務には代行部分の給付に関する債務が含まれていないにもかかわらず、この記載では厚生年金基金において数理債務のみ考慮すれば足りるというような誤解が生じうると考えられる。	コメントを踏まえ、簡便法による退職給付債務の計算及び自社の負担に属する年金資産等の計算において、厚生年金基金の貸借対照表に表示されている「最低責任準備金」（負債）の額も勘案するよう、本適用指針の第112-2項及び第119-2項を修正する。
3) 年金資産に厚生年金基金の最低責任準備金の前納を含むか否かの明確化が必要	第65項に示されている「年金資産の額」に、厚生年金基金が最低責任準備金の全部または一部を前納した場合における最低責任準備金前納金の額が含まれるか否かが明確でない。最低責任準備金の前納に関しては、実務対応報告第22号「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い」で述べられている「将来の退職給付制度の見直し」に該当する重要な変更であると思われ、そのような観点からの議論が望まれる。	第301回企業会計基準委員会（平成26年12月1日開催）において、基準諮問会議から、「厚生年金基金の代行部分に関する前納の会計処理」は実務対応専門委員会の評価の結果を踏まえ、ASBJに新規テーマとして提言を行わないことが報告されている。このため、特段の対応は行わないこととする。

以 上